

九十九里有料道路の部分開通と、 残り区間の通行止め期間の延伸について

平成29年5月15日
千葉県県土整備部河川整備課
電話 043-223-3152
千葉県道路公社総務部総務企画課
電話 043-227-9331

県で実施している海岸津波対策事業において、千葉県道路公社が管理する「九十九里有料道路」を、全線通行止めにし、かさ上げ工事を進めていますが、真亀 JCT より南側の一部区間において、新たに軟弱地盤対策や地中埋設管処理などの工事が必要となり、通行止め期間を平成29年12月末まで延伸することとしました。

なお、真亀 JCT より北側の区間においては、平成29年7月末の供用が可能となることから、部分開通を予定しています。

周辺住民及び道路利用者の皆様には、御迷惑をおかけしますが、残る区間の早期開放に努めてまいりますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

1. 部分開通について

- (1) 時期:平成29年7月末(予定)
- (2) 区間:九十九里町真亀^{まがめ}地先～九十九里町片貝^{かたかい}地先
(真亀 JCT より北側区間 L=3.7km)

2. 通行止めについて

- (1) 期間:変更前 平成28年4月1日～平成29年7月31日(予定)
変更後 平成28年4月1日～平成29年12月末(予定)
- (2) 区間:変更前 長生郡一宮町新地^{あらち}地先～山武郡九十九里町片貝^{かたかい}地先
(L=17.2km)
変更後 長生郡一宮町新地^{あらち}地先～山武郡九十九里町真亀^{まがめ}地先
(L=13.5km)

位置図



平面図

